

介護サービス相談員募集要領

【介護サービス相談員の役割】

介護サービス利用者の疑問や不安等を受付け、サービス提供事業者や行政に橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ることを目指します。

【応募資格】

介護保険制度に精通し、かつ、地域の保健福祉関係の経験及び活動歴を有する者又はこれに準ずると認められる者。

【任用期間】

令和8年（2026年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日 ※再任あり

【主な職務内容】

- 1 主に介護保険法の施設・事業所及び特定施設外「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」等を訪問します。
- 2 各施設を毎月、相談員2人一組となって訪問します。
- 3 訪問では、入所者及び利用者の話を聞き、相談に応じたり、観察などの活動を行います。また、相談以外にも、入所者と何気ない会話や施設の行事に参加することもあります。
ただし、利用者への“車イスへの移乗”や“食事の介助”など『介護』にあたる行為を行うことはできません。
- 4 活動報告書を市が指定する期日までに提出していただきます。
- 5 定期的に連絡会を実施し、施設訪問の報告と問題点や改善すべき点等を話し合います。

【処遇】

- 1 謝礼（報酬）は、施設訪問1回あたり5,000円、連絡会1回あたり2,000円です。
- 2 研修等に参加される際は、旅費を別途支給します。
- 3 傷害保険は市で加入します。業務中の事故についての保険です。自宅と施設や市役所の往復路においても該当します。
- 4 訪問等に係る燃料費等の費用は、全て自己負担になります。
- 5 任期満了後の再任を妨げません。

【その他】

相談員として実際に活動するためには、外部機関が主催する「介護サービス相談員養成研修」を受講する必要があります。（受講費用等の自己負担はありません）

研修開催日：令和8年7月21日（火）～7月24日（金）・令和8年8月27日（木）

開催形式：ハイブリッド（会場（KFC Hall&Rooms（東京・両国））/オンライン）